

今回のテーマ： 雇用に係る助成金と税優遇

昨今話題の『人手不足』。これを解消する企業努力をおこなった法人に対して支給される助成金、税務上の優遇制度には、つぎのようなものがあります。

1. 雇用関係助成金の具体例

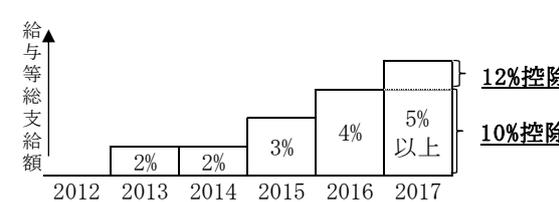
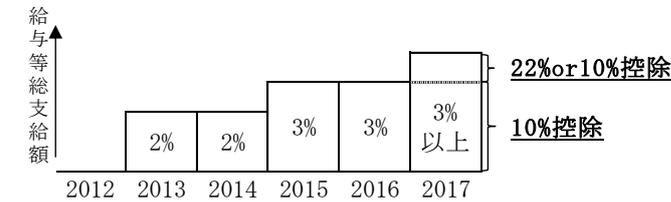
名称	助成の対象	助成金額
一般トライアル雇用助成金	対象者（※1）をハローワーク等の紹介で3カ月試行雇用した場合	月額最大5万円/人（最長3カ月）
職場定着支援助成金（雇用管理制度助成）	雇用管理制度（※2）の導入を通じて離職率の低下に取り組んだ場合（※3）	制度導入時：10万円/各制度ごと 1年後目標達成時：57万円
キャリアアップ助成金（正社員化）	非正規雇用労働者を正規雇用または直接雇用した場合（※3）	有期→正規：57万円/人（42.75万円/人） 有期→無期：28.5万円/人（21.375万円/人） 無期→正規：28.5万円/人（21.375万円/人） ※（）内大企業

※1 離職している期間が1年を超えている者、就労経験のない職業に就くことを希望する者など

※2 評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度

※3 事前に計画の作成、管轄労働局長の認定が必要

2. 税額控除制度（所得拡大促進税制）

	大企業	中小企業者等
適用要件	① 給与等支給総額：2012年度から一定割合（下図参照）以上増加 ② 給与等支給総額：前年度以上 ③ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増	① 左記同じ ② 左記同じ ③ 平均給与等支給額：前年度を上回る
税額控除	 <p> ・給与増加額×10%控除 ・前年度からの増加分は12%控除 ・法人税額×10%を限度 </p>	 <p> ・給与増加額×10%控除 ・要件③が前年度比2%以上増の場合、前年度からの増加分は22%控除 ・法人税額×20%を限度 </p>

お見逃しなく！

雇用関係助成金を受給した法人が所得拡大税制の適用を検討する場合には、受給した雇用関係助成金の金額を、所得拡大税制における「給与等支給総額」から控除する必要があります。